

---

# 規約

---

## 第1章 総則

第1条 本会は、横浜市立宮谷小学校PTAと称し、事務局を横浜市立宮谷小学校に置く。

第2条 本会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかることを目的とし、次のように活動する。

- (1) 家庭と学校の緊密な連携をはかる。
- (2) 児童の生活環境をよくするよう努める。
- (3) 公教育費を充実するように働きかける。
- (4) 地域・みやがや応援隊など関係諸機関と連携協力する。

第3条 本会は、教育を本旨とする非営利的、非政治的な民主的団体として活動する。

## 第2章 会員

第4条 本会の会員は、加入届を提出し受理された宮谷小学校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する校長および教職員（以下教員とする）で構成され、自由意思で入会または退会できる。また、年に1回加入の意思を確認することとする。

第5条 本会の会員は会費を納めるものとする。

- (1) 前年度の決算をもとに実行委員にて決定し、4月に会員へ通達する。
- (2) 本会の会費は、運営・活動の状況に応じて、適宜見直しする。
- (3) 年度途中の入会・転入の場合、在籍月から会費を納めることとする。年度途中の退会・転出の場合は、在籍月まで会費を納めることとする。

第6条 本会の会員は、全て平等の義務と権利を有する。

## 第3章 経理

第7条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第8条 本会の経理は、総会において議決した予算に基づいて行う。

第9条 本会の決算は、会計監査委員の監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長（書記も兼ねる）1名以上（保護者1名以上）

会計 1名以上（保護者1名以上、教員1名）

役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

第12条 役員は、3月総会において、出席した会員、または書面、電子投票の過半数決で選出する。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、重任をさまたげない。

第14条 会長は次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会を招集する。
- (2) 校外委員会の承認を得て、委員長、副委員長を委嘱する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- (4) 会計監査を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。

第 15 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

第 16 条 (削除) 書記は次の職務を行う。

第 17 条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 5 月総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (3) 本会の財産を管理する。
- (4) 予算を立案する。

## 第 5 章 会計監査委員

第 18 条 本会の経理を監査するため、3 名の会計監査委員を置く。

第 19 条 会計監査委員は、保護者会員の中から互選により 2 名、教員の中から互選により 1 名をそれぞれ選出し、5 月総会の承認をうける。

第 20 条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行う。

第 21 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

## 第 6 章 選考委員

第 22 条 役員および会計監査委員の選考に関する事務を処理するため、選考委員会を置く。

第 23 条 選考委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。

第 24 条 選考委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第 7 章 総会

第 25 条 総会は、全会員によって構成される本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とがある。

(1) 定期総会は、5 月および 3 月に開催し、出席した会員、もしくは書面、電子投票による決議を基本とする。但し、実行委員会が必要と認めたとき、または会員の 10 分の 1 以上の要求があったときは対面開催とする。

(2) 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 26 条 総会は、会員の現在数の 5 分の 1 以上の出席または委任状によって成立する。

第 27 条 総会の議事は、特別の場合を除き、出席者または参加者の過半数で決する。

## 第 8 章 実行委員会

第 28 条 実行委員会は、役員、校外委員会の委員長・副委員長、校長、教員（学校代表）および臨時委員会のある場合にはその委員長・副委員長で構成する。

第 29 条 実行委員会では、この規約に定めるもののほか、本会目的の達成のため重要事項の審議をし、本会の事業を推進する。

第 30 条 実行委員会は、定例に、または会長が必要と認めたとき、あるいは構成員の 4 分の 1 以上の要求が

あったときに開催する。但し、実行委員会は、地区との連絡調整があるときは、地区の代表者を含めて拡大実行委員会を開催する。

第 31 条 実行委員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。

第 32 条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

#### 第 9 章 校外委員会および臨時委員会

第 33 条 本会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するため、校外委員を置く。校外委員会に必要なことからは、別に細則で定める。

第 34 条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を置くことができる。臨時委員会については、別に細則で定める。

#### 第 10 章 細則

第 35 条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。実行委員会は、細則を制定し、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

#### 第 11 章 改正

第 36 条 この規約は、総会において、出席者した会員もしくは書面、電子投票の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正することができない。

#### 第 12 章 個人情報の取り扱い

第 37 条 個人情報の取り扱いについては、別に定める「宮谷小学校 PTA 個人情報取扱方針」によるものとする。

#### 第 13 章 附則

第 38 条 本会の規約は、昭和 45 年 2 月 17 日から施行する。

昭和 45 年 2 月 17 日制定  
昭和 47 年 3 月 9 日一部改正  
昭和 49 年 3 月 7 日一部改正  
昭和 53 年 3 月 7 日一部改正  
昭和 59 年 3 月 8 日一部改正  
平成 3 年 3 月 5 日一部改正  
平成 5 年 5 月 20 日一部改正  
平成 8 年 3 月 7 日一部改正  
平成 13 年 3 月 2 日一部改正  
平成 17 年 3 月 4 日一部改正  
平成 21 年 3 月 6 日一部改正  
平成 21 年 5 月 19 日一部改正

平成22年3月5日一部改正  
平成30年5月22日一部改正  
令和2年3月25日一部改正  
令和5年3月3日一部改正  
令和7年5月23日一部改正  
令和8年3月13日一部改正